

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員の研修を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				30	26	21	9	22	27	13	4	1	5	24
新潟県	新潟市	学務課	025-226-3166	○	○	○	○	○	○					http://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/school/iyosei/school/iyosei1.html
新潟県	長岡市	教育委員会 学務課	0258-39-2239	○	○	○	○	○	○	○				http://www.city.nagaoka.niigata.jp
新潟県	三条市	教育委員会 小中一貫教育推進課	0256-45-1112	○	○	○	○	○	○					http://www.city.sanjo.niigata.jp/gakkyou/page00009.html
新潟県	柏崎市	学校教育課	0257-21-2366	○	○	○	○	○	○	○				http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/index.html
新潟県	新発田市	新発田市教育委員会 教育総務課	0254-22-9531	○	○	○	○					○		http://www.city.shibata.niigata.jp/
新潟県	小千谷市	学校教育課学事係	0258-83-3519	○	○		○	○	○	○				http://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/gakko/shugakuenjyouseido.html
新潟県	加茂市	学校教育課	0256-52-0080	○	○		○	○	○					http://www.city.kamo.niigata.jp/section/svomu/gakkyou/syugaku-enio.htm
新潟県	十日町市	教育委員会事務局教育総務課庶務係	025-757-3118	○	○	○	○	○	○					http://www.city.tokamachi.lg.jp/kosodate/60010100008.html
新潟県	見附市	学校教育課	0258-62-1700(内線431)	○	○		○	○						http://www.city.mitsuke.niigata.jp
新潟県	村上市	教育委員会 学校教育課	0254-72-6882	○	○	○		○	○					http://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/75/syugaku-ennjyo.html
新潟県	燕市	教育委員会学校教育課	0256-77-8211	○	○		○	○						http://www.city.tsubame.niigata.jp/school/031000008.html
新潟県	糸魚川市	こども教育課 庶務係	025-552-1511(内線2224)	○	○		○	○	○					http://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=5522
新潟県	妙高市	こども教育課	0255-74-0037	○			○	○				○		http://www.city.myoko.niigata.jp/leeducationapp/1028.html
新潟県	五泉市	教育委員会学校教育課	0250-43-3911	○	○		○	○						http://www.city.gosen.lg.jp/kurashi/2980/003718.html
新潟県	上越市	教育委員会 学校教育課	025-545-9244(内線1144)	○	○		○	○	○				○	http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/j-gaku/lifeguide-513.html (市のホームページ)
新潟県	阿賀野市	学校教育課	0250-62-2790	○			○	○						www.city.agano.niigata.jp
新潟県	佐渡市	学校教育課	0259-23-4894	○			○	○	○	○			○	http://www.city.sado.niigata.jp/sadokyouhp/gakkou.htm
新潟県	魚沼市	教育委員会 学校教育課	025-794-6072	○	○			○						http://www.city.uonuma.niigata.jp
新潟県	南魚沼市	南魚沼市教育会 学校教育課	025-777-3118	○	○		○	○						http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/
新潟県	胎内市	学校教育課	0254-47-2711	○		○								http://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/syugakuenjo.html
新潟県	聖籠町	教育委員会子ども教育課	0254-27-2111(内線305)		○			○	○					
新潟県	弥彦村	教育課 庶務・学校教育係	0256-94-1021	○			○	○						

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
新潟県	田上町	教育委員会学校教育係	0256-57-6114		○											
新潟県	阿賀町	阿賀町教育委員会学校教育課	0254-92-2561	○	○		○	○								http://www.town.aga.niigata.jp/gyousei/children/kosodate_guide/page6.html#kosodate_guide62
新潟県	出雲崎町	出雲崎町教育委員会	0258-78-2250	○			○	○								http://www.town.izumozaki.niigata.jp/index.html
新潟県	湯沢町	教育課 学校教育班	025-784-2211	○	○		○	○								http://www.town.yuzawa.lg.jp/kosodate/jyousei/syuugaku_enjoyo.html
新潟県	津南町	子育て教育班	025-765-3118	○		○		○								http://www.town.tsunan.niigata.jp/
新潟県	刈羽村	教育委員会 教育課	0257-45-3933	○				○	○							
新潟県	関川村	教育課	0254-64-1491			○		○				○				
新潟県	粟島浦村	教育委員会	0254-55-2111										○			

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村住民税の非課税	市町村住民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村住民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	目安額
	該当団体数	26	26	25	20	21	21	9	7	19	20	9	9	9	18	20	3	0	0	9						
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	その他	360	35%未満	
新潟県	長岡市	○	○	○												○					1.3	課税所得	前年度	250	20%未満	
新潟県	三条市	○	○	○	○	○			○	○					○						1.2	課税所得	前年度	300	15%未満	
新潟県	柏崎市	○	○	○											○				○		1.3	課税所得	前々年度	329	生活状態が極めて悪く、教育委員会が就学に支障があると認めた者。	15%未満
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.3	課税所得	前年度	320	20%未満	
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○				○					○					○					特別支援教育就学奨励費の需要測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの。	15%未満
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						15%未満
新潟県	十日町市		○	○											○						1.3	課税所得	前々年度	320	15%未満	
新潟県	見附市														○						1.3	課税所得	前々年度	308	15%未満	
新潟県	村上市	○																		○					準要保護認定の算定に、「特別支援教育就学奨励費の需要測定に用いる保護基準額見込表」を利用し、前年の所得が基準額の1.3倍未満の者を認定。	15%未満
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	課税所得	前々年度	325	15%未満	
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	前々年度	340	15%未満	
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	320	15%未満	
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					その他教育委員会が認めた者(病気、災害等の特別な理由により経済的に困難していると認められる)	15%未満
新潟県	上越市	○	○	○											○						1.3	課税所得	前年度	300	20%未満	
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.3	課税所得	前々年度	313	15%未満	
新潟県	佐渡市	○													○					○	1.2	課税所得	その他	284	対象世帯の前年の総所得が、上記基準の1.2倍を超えた者であっても、同年8月1日改正前基準額の1.1倍以下の者は認定する。	15%未満
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○						○				準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要測定に用いる保護基準額見込表」を利用。	10%未満
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	331	10%未満	
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○									○						1.3	課税所得	前年度	274	15%未満	
新潟県	聖籠町														○						1.09	課税所得 給与収入(税引き前)	前年度	241	10%未満	
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○				○					○						1	課税所得	前年度	239	10%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																			ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ				倍率	基準額	目安額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの							その他	課税所得等の分類	基準額の時期
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○			○				○						○								当町では申請があった内容について、定例教育委員会で個別に審査をしている。所得状況、民生委員からの情報提供等家庭状況を総合的に鑑みて、認定が必要という判断があれば認定している。	10%未満
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○			○				○							1.2	課税所得	当該年度	279					10%未満
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○			○				○							1.3	課税所得	前年度	200					10%未満
新潟県	湯沢町	○	○	○										○							1.3	課税所得	前年度	308					10%未満
新潟県	津南町	○	○	○	○	○								○							1.3	給与収入(税引き前)	前年度	144					5%未満
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○			○				○							1	課税所得	前年度	208					5%未満
新潟県	関川村	○	○	○	○	○	○			○				○							1.3	課税所得	前々年度	309					10%未満
新潟県	粟島浦村																			○							対応が必要な家庭が現れれば、村長部局と協議の上検討する。	0%未満	

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-1					問A-2		問A-3			問A-4			問A-2で対応していない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響がないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
①都道府県	②市町村名																					
	該当団体数	1	1	11	0	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟県	新潟市					○																
新潟県	長岡市																					
新潟県	三条市			○																		
新潟県	柏崎市			○																		
新潟県	新発田市					○																
新潟県	小千谷市																					
新潟県	加茂市																					
新潟県	十日町市					○																
新潟県	見附市			○																		
新潟県	村上市																					
新潟県	燕市			○																		
新潟県	糸魚川市																					
新潟県	妙高市					○																
新潟県	五泉市																					
新潟県	上越市			○																		
新潟県	阿賀野市					○																
新潟県	佐渡市		○																			
新潟県	魚沼市																					
新潟県	南魚沼市			○																		
新潟県	胎内市					○																
新潟県	聖籠町			○																		
新潟県	弥彦村			○																		

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																								
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他				
新潟県	田上町																									
新潟県	阿賀町																									
新潟県	出雲崎町			○																						
新潟県	湯沢町	○						○		○																
新潟県	津南町			○																						
新潟県	刈羽村					○																				
新潟県	関川村			○																						
新潟県	粟島浦村																									

①都道府県	②市町村名	問目 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	カ. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	ク. SSW以外の外部人材	ク. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	工. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの費用対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他	
	該当団体数	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新潟県	新潟市																							基準額の時期を変更
新潟県	長岡市			○																				前年4月1日の生活保護基準を使用しているため、今年度は影響がなかったもの
新潟県	三条市																							平成26年度から就学援助制度の適用、申請書及び収入簿を生活保護申請に活用(従来は、収入簿のみを添付し、申請書及び収入簿を別添付の取扱い)、生活保護の申請が迅速化している。また、学校(就学援助推進員)と連携して、早期段階での対応を図っている。また、学校(就学援助推進員)と連携して、早期段階での対応を図っている。また、学校(就学援助推進員)と連携して、早期段階での対応を図っている。
新潟県	柏崎市																							基準額の時期を変更
新潟県	新発田市																							
新潟県	小千谷市																							
新潟県	加茂市																							
新潟県	十日町市																							基準額の時期を変更
新潟県	見附市																							
新潟県	村上市																							
新潟県	燕市																							「特別支援教育就学奨励費補助」の考え方を踏まえて、平成24年12月末時点の生活扶助基準を使用している。
新潟県	糸魚川市			○																				
新潟県	妙高市																							基準額の時期を変更
新潟県	五泉市																							
新潟県	上越市																							本県の生活保護制度は、申請基準額より一定の割合で認定し、申請基準額を認定基準額に引き下げた認定率を行った。また、平成26年度は、認定基準額を前年度の生活保護基準額の1割から1割5分まで引き上げた。認定基準額を1割に引き上げた。ただし、所得が一定未満であっても、認定基準額の1割以上の割合で認定された。
新潟県	阿賀野市																							基準額の時期を変更 申請者の増加のため、援助額が増額となった。
新潟県	佐渡市																							生活扶助基準の見直しに伴って、申請基準額、申請書及び収入簿を生活保護申請に活用(従来は、収入簿のみを添付し、申請書及び収入簿を別添付の取扱い)、生活保護の申請が迅速化している。また、学校(就学援助推進員)と連携して、早期段階での対応を図っている。また、学校(就学援助推進員)と連携して、早期段階での対応を図っている。また、学校(就学援助推進員)と連携して、早期段階での対応を図っている。
新潟県	魚沼市																							生活保護申請基準額の見直しについては、申請、給付等の特別支援教育推進員(申請書の調査)と連携して、生活保護基準額に一定の係数を掛けたものを活用しているが、平成26年度については、この係数を平成24年12月末時点の生活扶助基準に引き上げることとしている。平成26年度の見直しについては、生活扶助基準の見直しに伴って申請書が行っていない。
新潟県	南魚沼市																							
新潟県	胎内市																							基準額の時期を変更
新潟県	聖籠町																							
新潟県	弥彦村																							

①都道府県	②市町村名	問目 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)										
下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを認め	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への厚い支援	ケ その他		
新潟県	田上町																					
新潟県	阿賀町			○																		平成25年度は生活扶助基準に算入しに該当を受けての世帯員数はない。就学援助制度の実績が前年度より増加している。国の認定基準が特に経済困難な世帯に就学援助制度の取組がより効果的であるように経済困難な世帯に
新潟県	出雲崎町																					
新潟県	湯沢町																					生活扶助基準の引き下げによって、前年度に対象であった方が対象外となる世帯は、なかったため、特別対応が実施されなかった。今後とも引き続き生活扶助基準の見直しに努め、生活保護認定の物の基準(世帯員数の算定)等を厳格にしている。また、その認定基準にも関係ない世帯は教育費負担軽減策を実施する。
新潟県	津南町																					
新潟県	刈羽村																					基準額の時期を変更
新潟県	関川村																					
新潟県	粟島浦村																					今のところ困難な家庭が現れていない。現れれば村長部局と協働の上対応する。なお、所得などに問わず、就学旅行、文芸学習の経費は村負担、学校給食費も無料とし、子育て世帯への借しみない支援をすすめている。